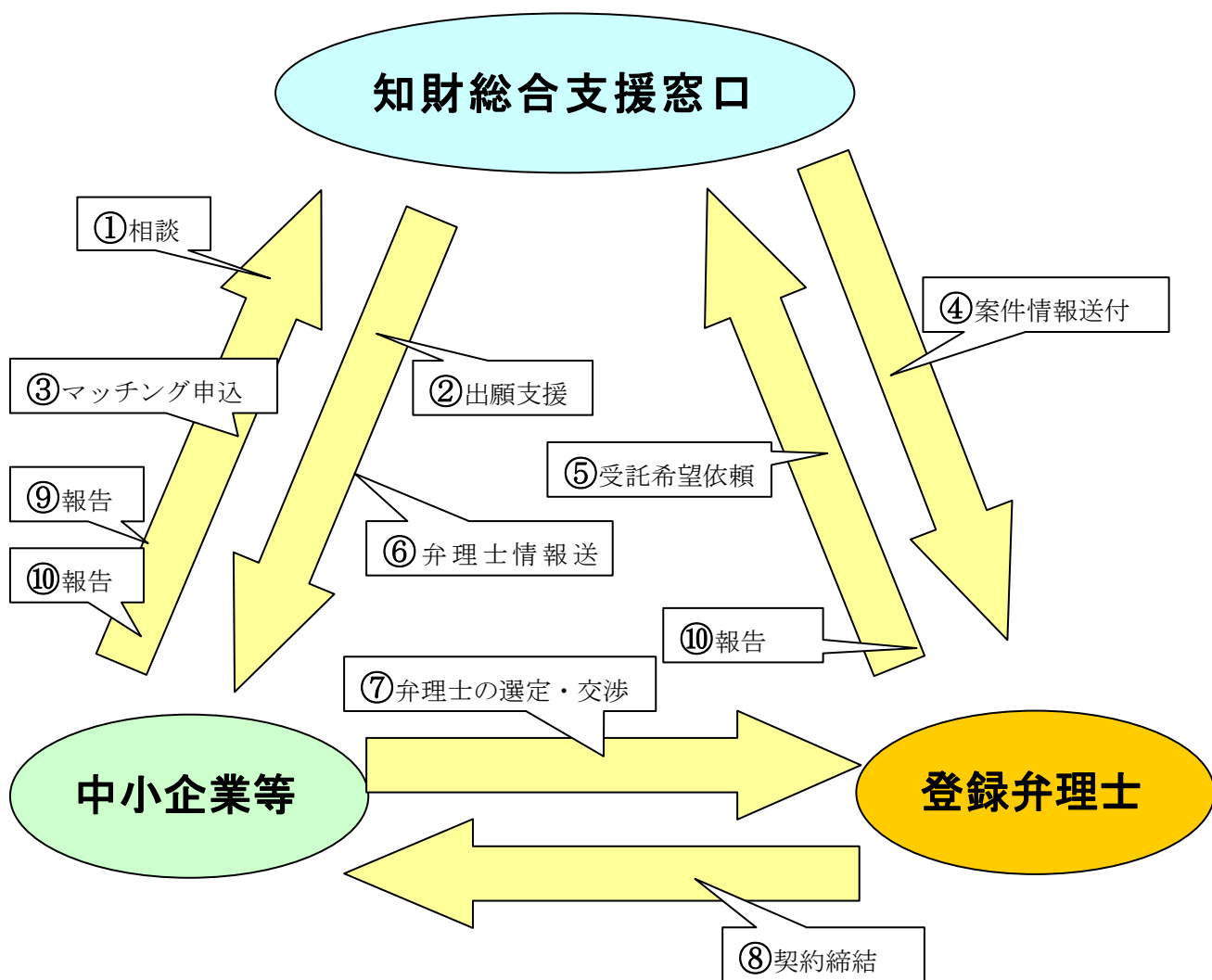


<支援スキーム図>



<支援スキームの流れ>

①～②相談・出願支援

知財総合支援窓口において相談内容を把握し、出願相談であれば類似技術調査(IPDL活用)や出願手続に向けた書類校正指導を行います。その中で、出願可能な案件と判断した場合は専門家(弁理士)による支援も行います。

③マッチング申込

相談者に対しマッチング支援スキームを活用して出願する意思を確認し、申込を受け付けます。

④案件情報送付

意思を確認後、知財総合支援窓口において依頼案件の案件情報等を作成し、案件情報を登録弁理士にメールにて送付します。

⑤受託希望依頼

送付された案件に対して関心のある登録弁理士(案件の受注を希望する弁理士)は、必要事項を入力しメールにて窓口へ送付します。

⑥弁理士情報送付

窓口は希望のあった弁理士を取りまとめ、相談者へメールにて案件の受注を希望する弁理士の情報を送付します。

⑦弁理士の選定・交渉

希望があった弁理士の中から相談者自身で代理人となる弁理士を選択し、発明概要等により内容について弁理士と相談を行い依頼します。

⑧契約終結

交渉が合意に至った場合には、企業から登録弁理士に直接業務を依頼し、契約を集結します。

⑨報告

登録弁理士への業務依頼が正式に決まりましたら、窓口にご連絡して頂きます。

⑩報告

登録弁理士及び相談者の双方から、出願を行った後、弁理士費用にあたる部分を窓口へ報告を行ってまいります。